造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正計画の論点

平成20年12月1日 産業統計部会長 舟 岡 史 雄

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の意義

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査は、各種行政施策、各種加工統計(国民経済計算、鉱工業指数)においてどのような意義を持つか。(共通)

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正計画

1 調査周期

今回、船舶及び鉄道車両の生産に係る調査の調査周期のみを月次とし、その他の調査周期を月次から四半期に変更することとしているが、利用者のニーズや報告者負担の観点からみて適当か。 (共通)

- 2 調査対象
- (1)調査対象母集団の定義並びに把握方法及び選定方法は適切なものとなっているか。(共通)
- (2)今回、調査対象品目の集約を行うこととしているが、利用者のニーズや報告者負担の観点からみて適当か。(造船)
- 3 調査方法
- (1)今回、鉄道車両等生産動態統計調査において、これまで地方運輸局等を経由していた調査票 の配布及び回収を、すべて本省直轄に変更することとしているが、適当か。(鉄道)
- (2)造船造機統計調査における調査票の配布及び回収は、引き続き地方運輸局等を経由することとしているが、適当か。(造船)
- 4 調査事項
- (1)今回、造船調査の「船質」項目から「木船」の表示を落とし、木船が調査対象として該当した場合には備考欄に記入することとしているが、適当か。(造船)
- (2)今回、索道搬器運行装置に係る調査について、「需要先」を調査事項から削除することとしているが、適当か。(鉄道)
- (3)「受注」、「生産」、「月末手持」等の調査事項の概念・定義について、他の生産動態統計調査との整合性は確保されているか。(共通)
- (4) その他、社会経済情勢の変化等を踏まえ、変更すべき点はないか。(共通)
- 5 集計事項・結果の公表
- (1)集計事項は、調査周期や調査事項の変更に応じた集計内容になっているか。追加すべき事項 等はないか。(共通)
- (2)調査結果の公表時期について、各種加工統計への活用も踏まえ、早期化を図る必要はないか。 (共通)
- (3)調査票情報及び調査結果の保存期間は適当か。(共通)
- (注)各論点の末尾に付したカッコ書きについては、以下のとおり。
 - (共通): 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の双方に共通する論点
 - (造船): 造船造機統計調査に関する論点
 - (鉄道): 鉄道車両等生産動態統計調査に関する論点